

# 平成19年度 交通災害遺児支援団体 活動助成事業 実施要綱

## 1 目的

この要綱は、愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、愛媛県内の交通災害遺児への支援・相談事業を実施または交通災害遺児の家族等が構成する団体等に対し、交通災害遺児支援団体活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、交通災害遺児への支援活動が有効かつ効果的に行える体制づくりの一助とすることを目的とする。

## 2 申請期間 平成19年4月～12月末日

## 3 助成金の交付対象

助成対象は、愛媛県内において交通災害遺児等（当事者及び関係者）への支援を行う民間の団体とし、次の条件を満たしていること。

- (1) 交通災害遺児へ支援活動・事業に要する資金の確保に困難をきたしていること。
- (2) 3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っていること。
- (3) 自主性・非営利・公開を原則としていること。
  - ・特定の企業、政党、宗教団体などから独立して運営、活動していること。
  - ・その活動・事業から生じる利益を構成員に分配していないこと。
  - ・活動・事業の内容や財務の状況を自ら積極的に公開していること。

## 4 助成金の交付額

1 団体10万円（特に必要と認められる場合は20万円）を限度とし、予算の範囲内において助成する。

## 5 助成金の申請方法

助成金申請書に必要な事項を記入のうえ、次の添付書類を添えて、県社協へ申請する。

- (1) 直近の定款（任意団体は、会則など規約）
- (2) 直近の役員名簿
- (3) 平成19年度の事業計画・予算書

## 6 助成金の決定及び送金

県社協は、前項に規定する申請書を受理した時は、愛媛まごころ銀行運営委員会の意見を聞き、可否及び助成金の交付決定額について速やかに通知し、団体の口座に振込送金するものとする。

## 7 事業完了報告

交付決定を受けた団体は、当該年度事業完了後、速やかに実績報告書（指定様式）に必要な事項を記入のうえ、次の添付書類を添えて、県社協に提出する。

- (1) 平成19年度の事業報告・決算書
- (2) その他必要と認めたもの

# 平成19年度 交通災害遺児 進学・就職支援事業 実施要綱

## 1 目的

愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、交通災害遺児進学・就職支援事業を通して、愛媛県内の中学校・高等学校を卒業する交通災害遺児に対し、進学・就職支援給付金（以下「支援金」という。）を支給することにより、交通災害遺児が進学・就職するにあたっての経済的支援を行うことを目的に本事業を実施する。

## 2 申請期間

平成20年1月15日（火）から平成20年2月22日（金）まで

## 3 申請区分及び給付対象者、給付額

- (1) 中学校卒業生 進学・就職支援給付金  
平成20年3月に中学校を卒業する交通災害遺児を対象とする。（1名につき10万円給付）
- (2) 高等学校卒業生 進学・就職支援給付金  
平成20年3月に高等学校を卒業する交通災害遺児を対象とする。（1名につき15万円給付）

## 4 給付申請者

申請時において、愛媛県内に居住の対象児を扶養している保護者とする。

※保護者とは、県内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者であって遺児を現に養育している者をいう。

## 5 給付対象の範囲

次に掲げる給付対象の範囲で県社協会長が適当と認めた者。

### 【対象となる災害】

- ・交通：車両、船舶、航空機等による交通に起因する災害
- ・労働：労働者等の業務上の理由による災害
- ・天災等：風水害、地震その他の異常な自然現象に起因する災害及び火災

### 【対象となる遺児】

親または養育者が、交通災害等により死亡または廃疾(身体障害者等級表による級別1級かつ身体障害者手帳保持)の状態となった中学校・高等学校卒業予定の児童・生徒をいう。

※中学校は次のものを含む。

中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の中等部

※高等学校は次のものを含む。

中等教育学校の後期課程、高等専門学校(専攻科は除きます)、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部

## 6 給付申請方法

支援金の給付を希望する者は、給付申請書(指定様式)(以下「申請書」という。)に次のうちいずれかを添付のうえ、申請期間内に居住地の市町社会福祉協議会(以下「市町社協」という。)に申請する。

- (1) 災害遺児福祉手当受給を証する書類の写し
- (2) 卒業する中学・高等学校の校長の確認書
- (3) 居住地区の民生児童委員(主任児童委員)の確認書

※申請先は、本所(本部)、支所(支部)いずれでも可とする。

## 7 市町社協における申請書の受理・提出方法

(1) 市町社協は、申請者から受理した申請書及び添付書類の内容を確認し、給付が適当と判断した申請を取りまとめのうえ、申込書を別途定める期日までに県社協へ提出する。

支所(支部)で受理した申請書は、本所(本部)に送付のうえ、本所(本部)にて審査し、本所(本部)から県社協へ提出する。

(2) 県社協は、市町社協から提出された申請書を審査し、給付を受ける者(以下「受給者」という。)を決定する。

なお、審査の方法は別に定める。

## 8 給付決定通知

支援金の給付が決定した場合は、県社協から受給者及び該当市町社協に対し、給付決定通知書を送付する。

本所(本部)、支所(支部)のある市町社協については、本所(本部)に決定通知書を送付し、支所(支部)に連絡する必要がある場合は、本所(本部)から連絡することとする。

## 9 支援金の交付

- (1) 県社協は受給者に対し、申請書記載の指定口座振込により支援金を給付する。
- (2) 指定口座名義は、対象遺児の名義とする。

## 10 その他

- (1) このほか、交通災害遺児進学・就職支援事業に必要な事項は、県社協会長が別に定める。
- (2) この事業で取得した個人情報、愛媛県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき厳正に管理するとともに本事業以外の目的には一切使用しない。
- (3) この事業で取得した個人情報は、申請段階による市町社会福祉協議会及び遺児であることを証明する機関または個人においても厳正に管理され、本事業以外の目的に使用しないよう求めるものとする。